



農業の担い手のための、国から保険料補助がつく公的年金です！

# 【政策支援加入の 農業者年金】

## 積立方式です……………

保険料とその運用益を積み立てて、将来自分が受け取る年金の原資にします。  
老後、現役世代の保険料に頼らず年金が受給できるので、少子高齢化に強い方式です。

## 要件に合う「担い手」だけが入れます……

加入できるのは、次の要件をすべて満たす方です。

- 農業従事者(国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方)
- 保険料納付期間が20年以上見込まれる(加入から60歳になる直前まで)
- 農業所得が900万円以下(必要経費控除後の合計額)
- 下記表の区分1～5のどれかに当てはまる

## 保険料の一部を国が補助します……………

月額2万円に固定された保険料の一部(4千円～1万円)を国が補助し、残りを自己負担します。区分や年齢ごとに補助額や補助対象期間が異なります。

区分	要件	35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	自己負担 10,000円 国庫補助 10,000円	自己負担 14,000円 国庫補助 6,000円
2	認定就農者で青色申告者	自己負担 10,000円 国庫補助 10,000円	自己負担 14,000円 国庫補助 6,000円
3	区分1か2の者と家族経営協定を結び、経営に参画している配偶者・後継者	自己負担 10,000円 国庫補助 10,000円	自己負担 14,000円 国庫補助 6,000円
4	認定農業者か青色申告者で、3年以内に両方満たすと約束した者	自己負担 14,000円 国庫補助 6,000円	自己負担 16,000円 国庫補助 4,000円
5	35歳まで(25歳未満なら10年以内)に区分1になると約束した後継者	自己負担 14,000円 国庫補助 6,000円	

## 節税につながります……………

自己負担分の保険料は、全額が社会保険料控除の対象になるので、所得税・住民税の節税(自己負担保険料の15～30%程度)につながります。

## 受け取れる年金は2種類です……………

◆自己負担分は、原則65歳から「農業者老齢年金」として生涯受け取れます。80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった年金総額の現在価値相当額が「死亡一時金」として遺族に支払われます。

◆国庫補助分は、原則65歳以降に、後継者などに経営継承して農業経営を引退した時から「特例付加年金」として生涯受け取れます。20年間以上保険料を納めていることが必要です。支給は、年齢に関わらず、その方が死亡した時点で打ち切れ、「死亡一時金」はありません。

## 年金＝年金原資÷年金現価率……………

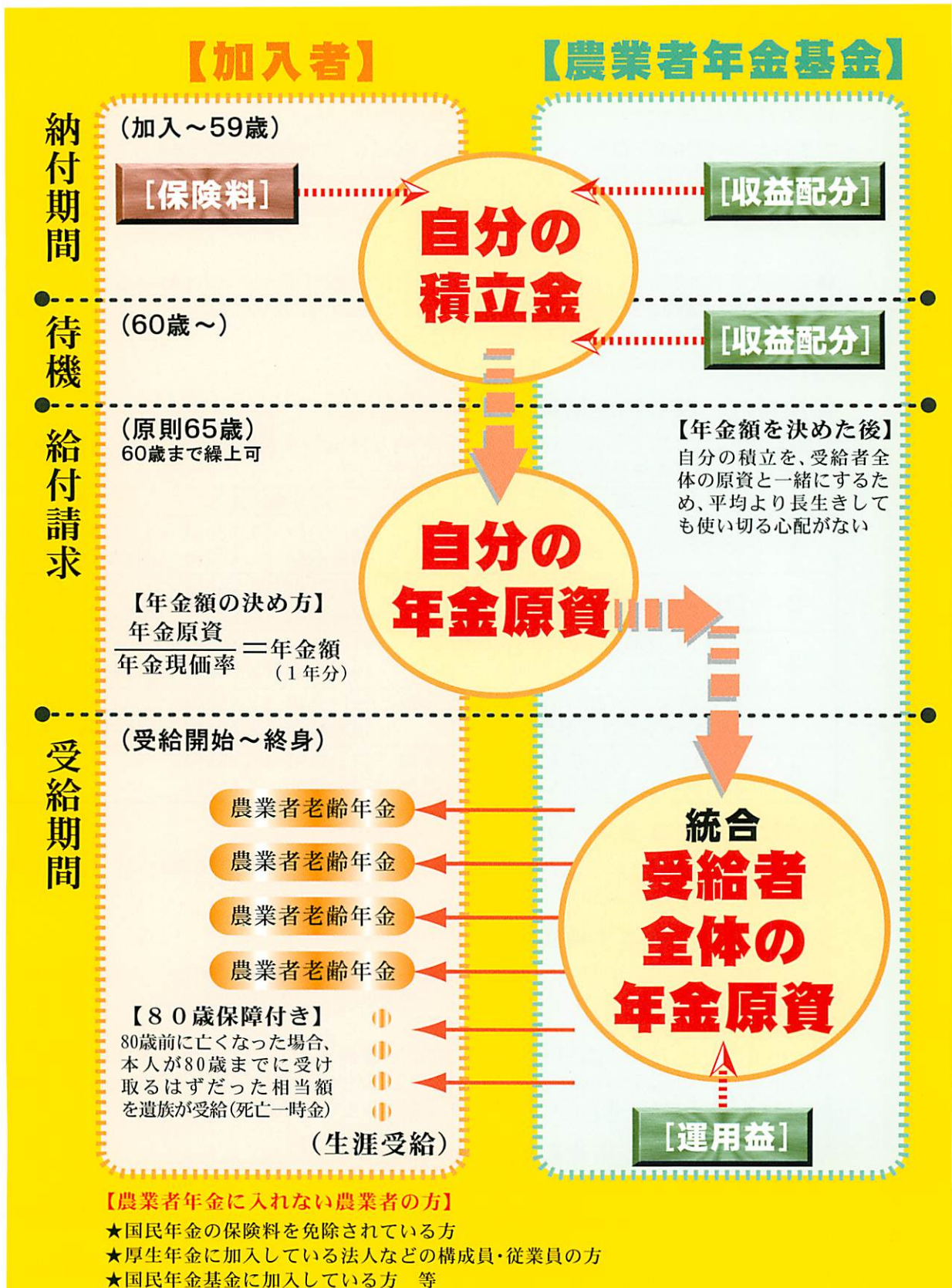
1年間の年金額は、年金原資(自分の積立)を「年金現価率」で割った額です。

自己負担分の積立は「農業者老齢年金現価率」で、国庫補助分の積立は「特例付加年金現価率」でそれぞれ割ります。

現価率は、農業者の平均余命などを勘案して国が毎年度決めており、独立行政法人農業者年金基金のホームページ(<http://www.nounen.go.jp/>)等で確認できます。



# 自分が払った保険料が 【農業者老齢年金】になるまで





【農業者年金】には2つのタイプがあります！

# 【通常加入】 or 【政策支援加入】



⇒農業者年金のお問い合わせは、お近くの農業委員会またはJAへ

■作成:群馬県農業会議/群馬県前橋市大渡町1-10-7 TEL:027-280-6171



# 国の保険料補助が【特例付加年金】になるまで

